

第3次小城市男女共同参画プランの策定について

現行『第2次小城市男女共同参画プラン(さくらプラン)』の計画年度の終了に伴い、次期『第3次小城市男女共同参画プラン』を策定する。

1. 計画策定の目的

「小城市男女共同参画プラン(さくらプラン)」は、男女共同参画社会基本法（平成11年6月施行）第14条第3項の規定に基づき、第1次プラン（平成19年度～平成28年度）を策定し、現在は第2次プラン（平成29年度～令和3年度）を策定して男女共同参画社会の実現に努めている。

令和3年度をもって第2次プランの計画期間が終了することに伴い、国内外の社会情勢の変化や、これまでの成果や課題などの市の現状を踏まえ、男女共同参画社会の形成を促進するため『第3次小城市男女共同参画プラン（さくらプラン）』を策定する。

2. 基本的な考え方

- ① 第2次小城市総合計画後期基本計画（令和4年度～令和7年度）との整合性を図る。
（成果指標と目標値）

成果指標	H27 実績	R2 実績	R3 目標	R7 最終目標 (予定)
性別によって役割を固定する考え方 (夫は外で働き、妻は家庭を守るべき) に反対する市民の割合	57.6%	70.1%	65.0%	72.0%
審議会等における女性の参画率	31.1%	31.9%	35.0%	35.0%

- ② 国・県の第5次基本計画の方針や方向性に沿った計画を策定する。
③ 現プランの基本目標（Ⅰ～Ⅴ）及び施策の方向の体系は、原則として変更しない。
④ 「小城市配偶者からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画」を基本目標Ⅴに抱合し、
一体のものとして策定する。
⑤ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」を基本目標Ⅲに抱合し、
一体のものとして策定する。

3. 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

4. 国・県・小城市の動き

- ①国 「第5次男女共同参画基本計画策定」(令和3年度～令和7年度) R2.12月策定
- ②県 「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」(令和3年度～令和7年度) R3.3月策定
- ③市 「第2次小城市男女共同参画プラン(さくらプラン)」(平成29年度～令和3年度)

5. 今後のスケジュール(案)

審議会	開催時期	審議内容
令和3年度 第1回	令和3年 8月6日(金) 10:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度男女共同参画事業報告 ・令和3年度男女共同参画事業計画 ・第2次プランの進捗状況報告 ・意識調査結果(分析・考察)について ・国、県第5次基本計画の施策動向について
第2回	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次プランの諮問 ・第3次プラン(案)について
第3回	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次プラン協議(前半)
第4回	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次プラン協議(後半)
第5回	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次プランの答申
	令和4年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・推進本部会議 ・議会説明(勉強会) ・パブリックコメント実施(1月～2月)
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次プラン策定